

## 中世歌道講釈の場での『頭注密勘』利用の実態

— 広島大学蔵『歌道秘伝書』を例として —

山崎 真克

はじめに

この度、『平安文学資料稿』第三期第八巻として刊行した広島大学蔵『歌道秘伝書』は、室町期における歌道講釈の際の聞書であると考えられるが、同書解題にも記したとおり、この中には『頭注密勘』の内容とほぼ一致する記述を持つ部分が見られる。後に詳述するように、この一致の程度には種々の様相がみとれるのであるが、こうした歌道講釈の場での『頭注密勘』の利用の実態を探ることにより、中世における『頭注密勘』の享受の側面を照らし出してみたい。

『頭注密勘』は、広く知られている通り、頭昭の『古今秘注抄』に定家が自らの勘を加えたものである。定家の手が加わったことにより、鎌倉期以降御子左家末流を中心とする歌人達に非常に重要視され、流布していたと思われる。

中世における『古今集』注釈書の世界でも、時には「御注」と称さ

れることもあるなど、『僻案抄』とともに定家の説を伝える書として重視され、由緒ある説として引用されることもしばしばあった。但し利用の形態は、師説の聞書をまとめる際に、諸注集成の目的で先行の注釈書の説をも引用するというものであり、当初から『頭注密勘』そのものを使用して講釈するわけではなかった。

また、古今伝授の世界では、『古今集』そのものがテキストとして使用されることが普通であり、先行の注釈書を使用する伝授は考えにくい。むしろ、その使用するテキストの本文がいかに由緒の正しいものであるか(例えば貫之自筆本の系統であるなど)に注意が向けられていたようである。

本稿で問題とする「歌道講釈」とは、『古今集』注釈に代表される和歌・歌語についての注釈にとどまらず、歌会の作法、懐紙・短冊の書き方、題の読み方などの歌に関する雑多な知識までも述べるものを指す。早い時期の、しかも定家の手が加わっている『古今集』注釈書である『頭注密勘』が、こうした歌道講釈の際にどのように利用されていたのかを考える場合に、当該の『歌道秘伝書』は有益な資料になるものと思われる。こうした見出しのもと、まずは当該資料の性格の検討から始めたい。

### 一 広島大学蔵『歌道秘伝書』について

本書の書誌的事項や、登場する人物に対する考証等について、詳しくは前掲解題を参照いただきたいが、本稿に関わると思われる点

について、簡単に述べておきたい。

広島大学蔵本には奥書等がないので、伝来の状況については不明というよりほかないが、内容から判断するに、細川家被官人上原豊前守賢家による、飛鳥井榮雅及び宋世(二案軒)等からうけた歌道講釈の聞書であると思われる。これは、井上宗雄氏が、稲田利徳氏よりのご教示として、本書とほぼ同じ内容のものに大東急記念文庫蔵『飛鳥井家和歌聞書』があり、「諏訪豊前守賢家が二案軒より御意旨を請うたものを誌したという奥書がある」と述べておられることと矛盾しない<sup>2)</sup>。

内容について、井上氏が「和調事」と内題して、懐紙之端作以下事、桂名抄<sup>(3)</sup>、懐紙書様事、雑々(和歌に関する雑々を一つ書き形式で述べる)、百首一字題、題注、夫木内少々抜書、などを載せる」と述べておられるし、また稲田氏が『和歌大辞典』(昭61 明治書院)の当該項目において「筆録者は上原賢家か」「文明年間(二〇六〇〜二〇八七)から明応四(二〇五五)年頃までの、飛鳥井榮雅や宋世に尋問したことこの歌道聞書」とした上で、「内容は多岐にわたり、懐紙端作、百首一字題、歌題の読み方、和歌の解釈などが、一つ書き形式で雑然と聞書されている」と述べておられる。これらのまとめに特に異論があるわけではないが、いくつか補うべき点もあるので、今回の翻刻本文によって構成を示す。なお、( )とした部分は私に補った説明であり、また項目番号は、一つ書き形式となっている箇所を中心に私に付したものである。

1〜12 … 和調事

13〜23 … 桂名抄

24〜26 … (懐紙)書様(事など)

27〜133 … 雑々( )の内45〜69は『伊勢物語』にみえる語について(注釈)

134〜179 … 其阿宗砌御尋有ける返報抜書

180〜199 … 二案様<sup>3)</sup> 御屋形様へ書てまいらせらるゝ一卷也

200〜291 … (長享貳年五月比から同三年八月廿五日までの年次を追つての聞書)

292 … 百首一字題

293〜427 … (題詠の具体例として『為尹千首』所収歌を引用)

428〜647 … 頭住( )『頭注密勘』を指す

648〜792 … 和歌の聞書少々

793〜796 … 文明十八年飛鳥井殿二案様の御意をつくる条々

797〜806 … 夫木内少之抜書也

807〜808 … 明應三十二年廿一日相傳

809〜811 … 明應四六月廿日於司箭宿所

812〜823 … (半丁の空白において種々の聞書)

824〜834 … 明應三年十二月朔日於二案院尋申条々事

835〜836 … (裏表紙見返し(の付箋))

冒頭の「和調事」や「雑々」、および「和歌の聞書少々」の箇所などは、先学の指摘のとおりまさに雑然というにふさわしい状態で聞書が記

されている。内容を大まかに分類すれば、歌会の作法、懐紙・短冊の書き方などの歌学的知識について述べた部分、題の本意・読み方・具体例などを述べた部分、和歌・歌語についての注釈の部分の三つに分けられる。

こうした中で、ある程度まとまりを持った部分もある。文安五年（1248）七月、將軍義政のために、堯孝が鏡秀尼（堯孝女力）に書かせたという『桂明抄』をそのまま引用したり（230~232）、題を示した後はその具体例を「…とよめり」等のような形で『為尹千首』から引用したり（293~294）しているのがそれである。今回取り扱う『頭注密勘』と一致する記述がみられる部分（428~434）もこれにあたる（井上氏が「題注」とされている部分）。このような部分が何故こうした箇所には置かれているのかは分からないが、他の部分の状態からみても意図的な配列とは考えにくいので、一応ある時期に行われた講釈の聞き取りまとめたものとしておく。

では、次節からは『頭注密勘』との記述の一致の様相についての検討を行う。

## 二 『頭注密勘』との比較（一）

### ——被注項目の選択・配列及び注の内容——

まずは被注項目の選択及び配列の方針について考えてみる。被注の対象となった『古今集』歌を比較してみると、『頭注密勘』において対象となった歌の大部分が『歌道秘伝書』において取り上

げられている。すなわち、『頭注密勘』で抄出された歌のうちから選択しているわけで、抄出されなかった歌について注している例はみられない。これは『頭注密勘』の利用を示す証左の一つと考えられるが、ただこの際の選択基準は特に見出せない。それぞれの抄出歌数を部立別に示すと次のようになる。

部立	『古今集』	『頭注密勘』	『歌道秘伝書』
春上	68	34	30
春下	66	18	15
夏	34	12	8
秋上	80	27	17
秋下	65	18	14
（雑下）	68	28	1
冬	29	8	5
賀（祝）	22	8	5
離別	41	10	6
羈旅	16	6	3
物名	47	4	2
恋一	83	39	30
恋二	64	13	13
恋三	61	24	24
恋四	70	28	8

恋一の中ほどからはすべての歌についての注が取り上げられてい  
る。但し、恋四は、始めの八首が取り上げられた後、以後が断絶し  
ている。ここで講釈が中断してしまったのか、或いは聞書が失われ  
てしまったのか、俄には決し難い。

被注項目の配列は、時に重複がみられたり(83・484、194・495)、  
微妙にずれたりすることはあるが、ほぼ『顕注密勘』での配列どお  
りといつてよい。『顕注密勘』の配列が現行の『古今集』諸本と異  
なる場合でも、『顕注密勘』のものに一致する(487~491、502・5  
03、558・559)こともこれを裏付けている。ただ、秋下の末尾に雑  
下・九六八番歌についての注(525)があるのは不審である。

『歌道秘伝書』における注釈のスタイルは、「…とは」として『古  
今集』歌の一部を引用し、それに対し「…と也」「…と云也」と述べる  
きわめてオーソドックスなものである。もちろん『顕注密勘』も同  
様であるが、両者を比較すると、細かな文言まで一致した形で『顕  
注密勘』の注の一部を引用する場合と、注の内容を要約した形で記  
述する場合とがみられる。

### ① 歌道秘伝書

324 一篠の葉にをく初霜の夜をさむみしみハつくとも色に出めや

しみハ付ともとハしみこほるとてさゆる心也。人をおも  
ふことにもしみ付といへはしみ付て思ともいろに出しと  
せめてしのふ心也。

・ 顕注密勘・恋三・六六三番歌注

〔顕昭注〕 しみはつくともとは、しみこほるなどいひひで、さゆる心

也。それに人をおもふ事にも、しみつくなどいへば、し  
みつきて思ふとも、色にいでじとせめてしのふ心也。<sup>3)</sup>

### ② 歌道秘伝書

443 一松雪夕二消ナクトハ 土ノ雪ヨリ木ノ雪ハはやく消ルモ

ノナル故也。

・ 顕注密勘・春上・一九番歌注

〔顕昭注〕 此歌の心は、み山には松の木にふりかゝりたる雪だにき  
えぬに、都ははるめきて野べに若なをつむとよめる也。

…木にふりかゝれる雪は、土にたまれるよりはとくきゆ  
れば、松の雪だにとはよめる也。

また、すべてに共通して言えるのは、『歌道秘伝書』で取り上げ  
るのは語釈に関して述べた部分がほとんどであつて、時に『顕注密  
勘』でふれられる『古今集』本文の異同に関して述べることは稀に  
しかない(82・525)ということである。たとえば、『顕注密勘』秋  
上・一九一番歌注においては、顕昭注が「かげさへみゆる」、定家注  
が「かずさへみゆる」という本文の優位性をそれぞれ主張するのであ  
るが、『歌道秘伝書』では「羽マよりかはしトハ うちかはしのマより  
は助云字也」(89・顕昭注にはほぼ一致)とあるのみで、先の本文異同  
については全くふれていない。本文を重視する『古今集』注釈書と  
は異なるこうした傾向が、全体にわたつての特色として指摘できる。

### 三 『頭注密勘』との比較 (二)

——頭昭注か定家注か——

次に『歌道秘伝書』の注の内容が『頭注密勘』の頭昭注・定家注のどちらにより類似しているのかについて、検討してみよう。『頭注密勘』において、定家注が頭昭注を肯定している場合は特に問題はなく、頭昭注の内容に一致した記述がみられることが多い。しかし、頭昭注に対し定家注が異説を掲げるなど、両注が対立している場合には、頭昭注と一致するもの、定家注と一致するもの、両注ともに引用するものなど様々な記述がみられる。まずはこれらを整理したものを次に掲げる。

・ 頭昭注に一致する

… 一八三例

(うち頭昭注独自例)

… 一一例)

・ 定家注に一致する

… 一六例

・ 頭昭注・定家注ともに引用する

… 六例

・ 頭昭注・定家注のいずれにも一致しない

… 四三例

計 二四八例

428～647の二二〇項目が全体であるが、一つの被注項目の内部で、記述の一致する、もしくはしない部分があるので、総用例数は全被注項目数より多くなっている。

先にも述べたように、「無不密」「同」「無相違」などとして定家注が頭昭注を肯定、もしくは特に異論を唱えないという場合が多くみら

れるので、いずれの注に拠っているか判断できない場合もあるのだが、次にあげるように両者が対立している場合にはそれがはつきりとする。

#### ③ 歌道秘伝書

463 一 あやなしとは やくなし也。又よしなし。

464 一 あやなしとは かひなし也。

・ 頭注密勘・春上・四一番歌注

〔頭昭注〕 あやなしとは、やくなしと云詞なり。(例歌略)又よしなしと云詞とも覺たり。…

〔定家注〕 あやなしとは、さてもかひなきに、あぢきなくといふ様な詞也。…

#### ④ 歌道秘伝書

477 一 花のうつろふは ちるにはあらず。散ぬへき色の付タルヲ云也。

・ 頭注密勘・春下・六九番歌注

〔頭昭注〕 うつろふと云事、うちまかせては色変ずる也。…此歌にては散ると云べきかとみえたり。…

〔定家注〕 花のうつろふ事はちるにはあらず。盛なる時にかはりて

ちりぬべき色のつくを云也。…

このような例は頭昭注(独自例としたもの)一一例、定家注一六例と全体からみてさほど多くはないし、また両者の数に大差はないので、どちらをより重視しているかを判断することはできない。

ただ、次にあげる例から分かるように、両者を弁別する意識は存したようである。

### ⑤ 歌道秘伝書

522 一こりすまに又もなき名は立ぬへし人にくからぬ世にしすま

へは

こりすまとはこりすと云詞也。こりすまの浦などそへてよめり。人にくからぬ世とはさまてなき事を物はしたなくあらき人をは人にくしと申也。けにくしとも云。やはらかになつかしき人をは人にくからすと申也。是にて心得へし。定家卿の説なき名立て又もなつかしく物かたりなとしける人にさきの事をおもひいでよめる也。

### ・ 頭注密勘・恋三・六三一番歌注

#### [頭昭注]

こりすまとは、こりすと云言也。こりすまの浦などそへよめり。人にくからぬ世とは、俗の言にも、さまてなき事にもあしく、はしたなき人をば、人にくしと申めり。けにくしと云和かになつかしき人をば、人にくからすと申めり。…

#### [定家注]

此注相叶。なき名たちてなげかしかりける人の、又もなつかしく物語などしける人に、さきの事を思出てよめるにこそ、中く念もなき中よりは、心とまりあはれにおぼえ侍けんかし。

同様に533では、「一説」として定家注を引用する。これらの例は、

特にどちらかの説を支持するわけではなく、単に並列的に両者をあげるにとどまっている。

また、頭昭注・定家注のいずれとも一致しないものもみられる。これまでみてきたように、『頭注密勘』の注の一部を引用したり、要約したりするなどの方法による利用が認められることは確かだが、このような例がみられるということは、『頭注密勘』の利用とは別の要素が入り込んでいようである。これを解明すべく、飛鳥井家のものとされる『古今集』注釈書を検討する。

### 四 飛鳥井家の『古今集』注釈書との比較

現在飛鳥井家の『古今集』注釈書として知られているのは、『蓮心院殿説古今集註』『古今榮雅抄』である。『頭注密勘』にみられない記述とこれらの内容との比較を試みたところ、『蓮心院殿説古今集註』と一致する例はみられなかったが、『古今榮雅抄』と一致する例は五例存した。但し、文言まで正確に一致するのではなく、ほぼ一致する。もしくは注の主旨が一致するという程度であった。

### ⑥ 歌道秘伝書

459 一老かへるやとトハ かくるト云事也。

・ 古今榮雅抄・春上・三六番歌注

鶯の笠にぬふといふ。梅の花を折てかぎむ。わが老らくのかくるやと世…

### ⑦ 歌道秘伝書

・古今榮雅抄・春上・二番歌注

野のわかかなつみに。あまたの人の。しろたへの袖をかはして。

過行と也。白妙は。しろきをほめたる詞也。：

これらは一致の程度も低く、また四三例のうち五例にしか認められないものではあるが、いずれも『僻家抄』も含めて、他の『古今集』注釈書にはみられない内容である。従って、『顕注密勘』の顕昭注・定家注いずれにも一致しない内容は、『古今榮雅抄』にみられる榮雅以来の飛鳥井家説を内包していると言えそうである。

これは、本書が飛鳥井榮雅・宋世(二葉軒)から上原豊前守賢家に講釈された内容の聞書であることを考えれば、特に不自然なことはない。『顕注密勘』の記述と一致する部分以外でも、飛鳥井家の『古今集』注釈書と内容が一致する記述がみられる。

⑧ 歌道秘伝書

244 一 津の國(つ)にはおもはず山しろのと八(や)にの哥(うた) にはおもは

すの説(い)、御家ノ説(い)、名(な)おもはずと也。常徳院殿様被仰候ケルハ何共思はずと云心なるへし。物にて御覽し出されたる由被仰ケリ。面白き説のよし小川殿被仰候。

・蓮心院殿説古今集註・恋四・六九六番歌注

津の國のなには思はず にはとは、名聞にはなき也。とはにとよむ也。ときはに也。「き」を略也。此なにはを、

大樹(おほい)、なにとも思はずと被仰し也。異説也。

先の『古今榮雅抄』に一致する例を含めて、顕昭注・定家注いずれにも一致しない内容を検討すると、講釈者が講釈の場において追補を行った形跡が認められるようである。というのは、項目中に顕昭注・定家注いずれにも一致しない部分がある場合、そのほとんどが項目の後半に現れ、またその内容が、具体例の追加(552・553・503・521等)、注釈文中の語の説明(488・570等)などであるからである。例をあげると、503では「池(い)ノ神(かみ)の社(やしろ)の前(まへ)なる(なる)をもみたらし河(か)トヨメリ」の部分は顕昭注にみられるが、それに続く「松尾社までもみたらし川とよめり」はみえない。他の神の社の具体例として松尾社をあげているものと考えられる。さらに570では「しなひ」という語に対して注しているが、この語は『古今集』歌にはみられない。これは、物名・四五四番歌についての定家注に引用される「いさなみにいまも見てしがあきはぎのしなひにあらんいもがすがたを」という歌にみえる語に対する注ではないかと考えられる。

その他、506では、「夏虫」について「ともし火に飛入虫也」と解釈を施した後に、「虫に色々のむしをかけてたゞ身をいたつらにはかなく用事かんよう也」と注釈の内容をふまえて詠作する場合の心得と思われる内容を加えている。また506では、原本で約二文字分程度下げて書かれている「難波の御津とはおんつとかけり。たかひにあふとはいひそと云心也」という部分が顕昭注・定家注いずれにも一致しない。他にもこうした形態で書かれた項目が六例存在するが

(487・503・530・540・565・579)・自己の詞で説明し、『顕注密

勘』の内容と主旨のみ一致するもの、歌の具体例を引用するものなど、補足的内容とみなすことが可能である。もちろん、こうした字下げの部分は根本の状態をとどめていないことも充分考えられるので、講釈者もしくは筆録者の意識を反映しているとは必ずしも言い難いのであるが、これまでの検討を考慮に入れば、先に述べたように講釈の場での追補を反映した形態であるとみなすこともできるのではないかと思われる。

## おわりに

以上のことから、ほとんどの部分は『顕注密勘』に拠りながらも、講釈者が自己の意見や説明を追補することを行った講釈の場を想定できるのではないだろうか。権威ある注釈書『顕注密勘』から、語釈に関する部分を一部引用したり、あるいは要約するなどの方法で講釈を行っていたものが、すべてではないにせよ自らの飛鳥井家の説をそこに加えていくという営為が窺われる。また聞き手の理解を深めることをねらつてか、具体例を追加したり、『顕注密勘』の注釈本文中にある語についてさらに説明を加えるという姿が思い起こされるのである。そこには歌道家師範たる飛鳥井榮雅・宋世と、文人としての事跡を残してはいるものの武家被官人である上原賢家との関係が影響を与えているのかもしれない。そうした視点に立てば、題詠の具体例として冷泉家の『為尹千首』所収歌を引用する場合も、一部引用・要約の方法で講釈を行っている例と考えることができる。

こうしてみると、中世歌道講釈の場での『顕注密勘』の利用は、冒頭で述べたような『古今集』注釈及び古今伝授における利用とはやや様相を異にするようである。今後は『顕注密勘』享受という観点からさらに視野を広げ、こうした講釈者及び筆録者の営為の定位をはかりたい。

## 〔注〕

(1) 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町後期』(昭47 明治書院、改訂新版 昭62) 補注 八一―九頁。

(2) この度、大東急記念文庫のご厚意により、同本を調査する機会を得た。奥書には「右此書者 諏訪豊前守賢家自二棗軒請御意旨誌之云々」とあり、まさに井上氏の指摘の通りであった。

なお同本はこの後に元禄二年閏二月「武城柳系菴 望元素」なる人物の書写奥書を有する。

(3) 注(1)前掲書九一頁。

(4) 本文の引用は、『日本歌学大系 別巻五』(昭56 風間書房)に拠る。以下同じ。

(5) 本文の引用は、竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』(昭51 右文書院)に拠る。

(6) 本文の引用は、片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題 四』(昭59 赤尾照文堂)に拠る。

——やまざき・まさかつ、広島大学文学部国文研究室勤務——